

令和 8年 6月25日

ORCA サポート医療機関様

【重要】電子的診療情報連携体制整備加算の
マイナ保険証利用率について

株式会社スカイ・エス・エイッチ
長谷川、小林、竹本

いつもお世話になり、ありがとうございます。

本FAXは、電子的診療情報連携体制整備加算を算定しているが、マイナ保険証利用率30%未満になる可能性のある医療機関様のみお読みください。

令和8年診療報酬改定に伴うアップデート、マスタ更新後に電子的診療情報連携体制整備加算のマイナ保険証利用率が設定できるようになります。

目的：

マイナ保険証利用率30%未満になると電子的診療情報連携体制整備加算は算定できないため。

施設基準：

電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率（同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。）が、30%以上であること。

設定場所：

従来の医療DX推進体制整備加算の設定場所と同じです。

「91 マスタ登録」

管理コード「1006 施設基準」右側有効開始年月日の一番下をクリック

右下「確定」

右下「医療DX」

該当月にマイナ保険利用率を入力「F12 登録」

1～29%を入力すると電子的診療情報連携体制整備加算は、算定されなくなります。
30%未満となる月の設定だけで構いません。何も入力しないと電子的診療情報連携体制整備加算は算定されます。

ー以上ー